

あんしん

らくらく
手続き



TOKIO MARINE
NICHIDO

2019.7 版

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明)

長生き支援終身^[無配当]

低解約返戻金型終身介護保険

ご契約前に必ずご確認ください大切な情報が掲載されています。
内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。



この冊子には、ご契約前に必ずご確認ください 大切なことがらを記載しております。

ご一読され、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に**ご確認ください**いただきたい事項を記載しています。

➔ P1～3

注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特に**ご注意ください**いただきたい事項を記載しております。

➔ P4～13

- この冊子には、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)のほか、以下について記載しておりますので、「あんしん らくらく手続き」のお手続き画面上または本冊子にてご確認くださいませようお願いします。

- ① 「あんしん らくらく手続き」にあたって
- ② 個人情報の取扱いに関するご案内
- ③ 口座振替申込に関する確認事項

➔ P14～15

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は[「ご契約のしおり」](#)、「約款」に記載していますのでご確認ください。

保険の名前

長生き支援終身

[無配当]

2019.7
改定

低解約返戻金型終身介護保険

特長

- 死亡・高度障害・介護の保障を終身にわたり確保できます。
- 保険金を受け取ることなく所定の支払対象年齢の年単位の契約応当日を迎えたときに健康祝金をお受け取りいただけます。(健康祝金のないタイプもあります。)

仕組

ご契約例

(計算基準日:2019年7月2日)

〈健康祝金をお受け取りいただけるタイプにご契約の場合〉

ご契約年齢 ▶ 40歳(男性)

月払保険料 ▶ 23,250円

(口座振替) (特定疾病保険料払込免除特則を付加)

低解約返戻金期間 ▶ ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで

低解約返戻金割合 ▶ 70%



(※1) 被保険者の年齢が60歳に達する契約応当日の前日まで

(※2) 低解約返戻金期間満了直後の金額



健康祝金の有無や、お受け取りの年齢等により、保険料や解約返戻金が異なります。

解約返戻金

- 解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、健康祝金部分を除き、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金に70%を乗じた額とします。ただし、特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合または払済保険に変更した場合は、その後の解約返戻金の計算には70%を乗じません。

契約者配当

- この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

この保険で支払われる保険金等および付加できる特約は以下のとおりです。
 詳細は、[「ご契約のしおり」21ページ](#)をご確認ください。

主契約・特約	お支払事由・特約の概要	お支払いする保険金額等
低解約返戻金型終身介護保険 (主契約)	死亡保険金	死亡したとき
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき
	介護保険金	次の①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき(※2) ②所定の要介護状態(※3)が180日を超えて継続したと医師によって診断確定されたとき
	健康祝金 (健康祝金をお支払いするタイプにご契約の場合)	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払いすることなく、所定の支払対象年齢(※4)に到達する年単位の契約当日に生存しているとき
年金支払特約	介護保険金を一時金によるお支払いにかえて、年金でお支払いします。	保険金額(※1) 保険金額×支払割合 1回目:5% 2回目:5% 3回目:20%
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。(※5)	
指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(※1) 保険金額が解約返戻金額を下まわる場合は解約返戻金額と同額とします。

(※2) 公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

(※3) 要介護状態とは、「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

(※4) 「所定の支払対象年齢」は、「70歳・75歳・80歳」もしくは「80歳・85歳・90歳」のいずれかになります。

(※5) 「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類等に基づいて行います。また、特定状態保険金のご請求額は、ご契約の保険金額(※1)以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)とします。

以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
- 特定疾病保険料払込免除特約が付加されている場合で、以下の①または②に該当したとき(※1)

① 初めて悪性新生物(※2)と診断確定されたとき(※3)

② 心疾患または脳血管疾患(※2)を発病したと診断され、所定の手術(※4)または継続20日以上入院治療を受けたとき

(※1) 公的医療保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

(※2) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。

(※3) 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。

悪性新生物は、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

(※4) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療に該当する手術を対象とします。先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限ります。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は、重複してはお支払いしません。
- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- 付加できる特約につきましては、前ページ記載の特約以外に「年金支払移行特約」などがあります。詳細は、「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますのでご確認ください。
- 実際のご契約内容(保険期間・保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

超保険のまとめて割引について

超保険(※1)のご契約の場合、お申込み時点で次の条件をすべて満たすときは、ご契約初年度の保険料に割引が適用されます(※2)。

【適用条件】

- ①東京海上日動火災保険の超保険契約(※3)が締結されていること。
- ②東京海上日動火災保険の超保険契約(※3)の年間保険料が3万円以上であること。

【割引率】

ご契約初年度の保険料に対して2%(※4)(※5)

(※1)超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取扱いをしていない取扱者/代理店もあります。

(※2)取扱いの詳細は当社の定めるところによります。結果として、割引が適用されない場合や端数処理などによって割引率が2%とならない場合があります。

(※3)保険期間が2年以上のトータルアシスト超保険(住まいの保険)およびこれに付帯される地震保険を除きます。

(※4)傷病歴等があり、特別な条件付でお引き受けする場合は特別保険料部分は割引の対象となりません。

(※5)契約概要のご契約例では、超保険のまとめて割引を適用していない保険料を記載しています。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~18:00
(年末年始を除きます。)

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、[👉「ご契約のしおり」](#)、[「約款」](#)に記載していますのでご確認ください。

✓ クーリング・オフについて

👉詳細は「ご契約のしおり(ご契約に際して)」18ページ～

1

クーリング・オフ (お申込みの撤回やご契約の解除) ができます。



◆お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(※)であれば、書面によりクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(※)「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「ご契約のお申込日」から、その日を含めて8日以内となります。

●クーリング・オフができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ②既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)
- ③債務履行の担保のための保険契約である場合
- ④法人をご契約者とする場合

●クーリング・オフに関するご注意

- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、必ず郵便にてお申し出ください。クーリング・オフ書面の記載方法および送付先等については「ご契約のしおり」をご参照ください。
- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

✓ 告知について

👉あわせて「ご契約のしおり(ご契約に際して)」19ページ～参照

2

最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。



■ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことはありません。



■傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、ご契約を特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。



■告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➤ 告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。



➤ 保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

➤ 告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3

保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、 所定の手続きが完了した時から開始します。



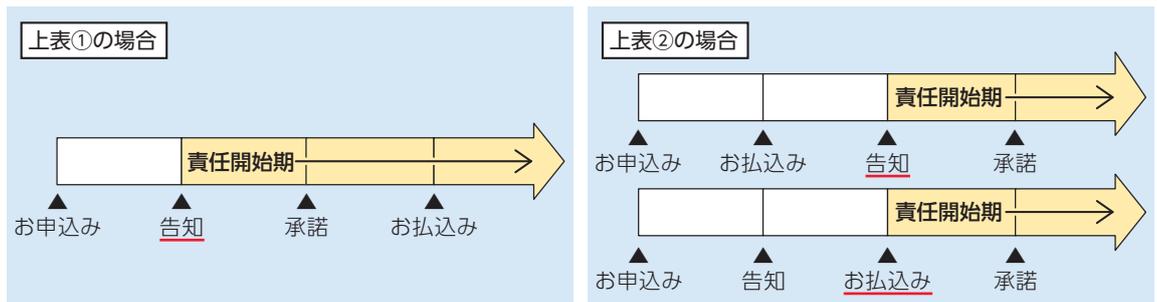
◆お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、所定の手続きが終了した時からご契約上の保障を開始します。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①「責任開始期に関する特約」を付加するご契約 (お払込方法が口座振替)の場合	下記のいずれか遅い時 ・告知の時 ・ご契約のお申し込みを受けた時(※1)
②「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約 (お払込方法が口座振替以外)の場合	下記のいずれか遅い時 ・告知の時 ・第1回保険料相当額のお払込みが完了した時(※2)

(※1)「当社または当社の取扱者/代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申し込みの場合は、「情報端末でご契約のお申し込みをされた時」をいいます。

(※2)第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、「当社によるクレジットカードの有効性等の確認が完了した時」とします。

【責任開始期の例示】



◆当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



ご注意

特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患したときは、保険料払込免除の対象とはなりません。

4

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください。



- ◆ 払込期間内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ◆ 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

払込期間(保険料をお払い込みいただく期間)	払込猶予期間
主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

- ◆ 払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)なお、ご契約の復活のお取扱いはありません。

【例:払込期間と払込猶予期間】



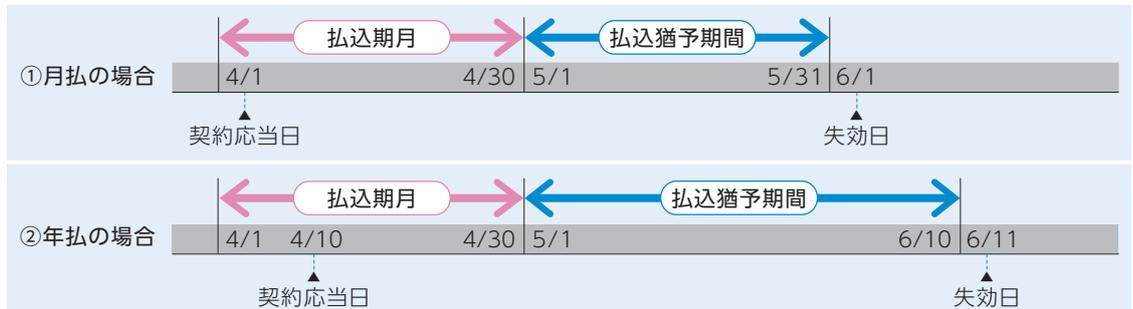
5

第2回以後の保険料は、払込期月内に当社へお払い込みください。



- 払込猶予期間、ご契約の失効、保険料の振替貸付について
 - 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日まで(※)を払込猶予期間として設けています。
 - 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、ご契約者から特に反対のお申出がない限り当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は当社所定の利率で計算します。(複利計算)
- (※)年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。

【例:払込期月と払込猶予期間】



- ご契約の復活について
 - 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

6

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、 保険料のお払込みの免除がされない場合があります。



◆ 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 免責事由に該当した場合
(例:責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
ご契約者または保険金・給付金等の受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする高度障害保険金などのご請求の場合
(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例:保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

7

保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。



- ◆ 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますので、ご確認ください。
- ◆ 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求の
お問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

[受付時間] 平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆ 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆ 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます(※)。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



(※) 保険料の払込免除(特定疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みます。)についても、ご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。

8

解約の際にはご注意ください。



- ◆お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくくないか、あってもごくわずかです。



ご注意

長生き支援終身(低解約返戻金型終身介護保険)は、保険料払込期間を低解約返戻金期間とします。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、健康祝金部分を除き、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金に70%を乗じた額とします。

ただし、特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合または払済保険に変更した場合は、その後の解約返戻金の計算には70%を乗じません。

9

生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- ◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。



◆保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

●現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

●新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)

また、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

(*)告知義務についての詳細は「[2.最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。](#)」をご参照ください。

- 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
- 新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、がんの保障がない期間が発生します。
- 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は 各種窓口へご連絡ください。



- ◆当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~18:00
(年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ◆一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

お問い合わせ先

ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>

- ◆生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

12

保険金の請求に際して注意していただきたいこと。



◆健康祝金をお支払いするタイプにご契約の場合は、健康祝金のお支払事由に該当する日(所定の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日)より前の一定の期間、解約返戻金額が保険証券記載の保険金額を上まわる期間があります。この期間内に保険金のお支払事由が生じた場合は、解約返戻金と同額の保険金をお支払いします。

なお、解約返戻金額は、ご契約日からの経過月数等によって異なりますので、保険金をご請求いただく場合、以下の点にご注意ください。

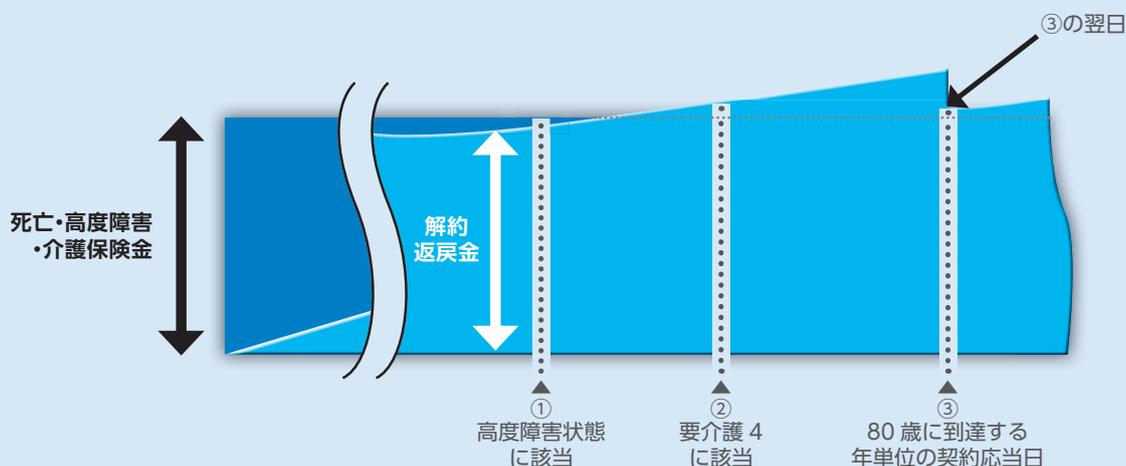
- 高度障害保険金と介護保険金の双方のお支払事由に該当している場合、それぞれのお支払事由に該当した日により、お受け取りいただける額が異なることがあります。
- 高度障害保険金または介護保険金のそれぞれのお支払事由に該当した日と解約日が異なる場合、保険契約を解約した方がお受け取りいただける額が大きくなる場合があります。(※1)

(※1)この場合でも、高度障害保険金または介護保険金と解約返戻金では税法上の取扱いが異なりますので、税引き後の受取額は、解約された場合の方が少なくなることがあります。また、高度障害保険金または介護保険金の受取人は被保険者、解約返戻金の受取人は保険契約者となります。(※2)

(※2)その他の方がご請求いただける場合については、「ご契約のしおり」P.22、P.35およびP.47をご参照ください。

(例)くも膜下出血により左半身不随となり、次の経過をたどった場合

- ①約款所定の高度障害状態に該当した。
- ②その後、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護4に該当していると認定された。
- ③被保険者が80歳に到達する年単位の契約応当日を迎えた。(健康祝金の支払対象年齢が80・85・90歳の場合。)



- 高度障害保険金を請求された場合、お支払額は①時点の保険金額となります。
- 高度障害保険金を請求せずに介護保険金を請求された場合、②時点では解約返戻金額が保険金額を上まわっているため、解約返戻金相当額を保険金としてお支払いします。そのため、この例では高度障害保険金を請求されるよりもお受け取りいただける金額(介護保険金額)が大きくなります。
- 高度障害保険金または介護保険金を請求せずに、②時点と③時点の間の期間中に解約された場合は、この例では高度障害保険金または介護保険金を請求されるよりもお受け取りいただける金額(解約返戻金額)が大きくなります。ただし、高度障害保険金または介護保険金と解約返戻金では税法上の取扱いが異なりますのでご注意ください。

13 超保険のまとめて割引について



◆超保険(※)のまとめて割引は、ご契約初年度の保険料に対して適用されます。まとめて割引が適用されたご契約については、次の点にご注意ください。

(※)超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取扱いをしていない取扱者/代理店もあります。

- 割引が適用される期間中は、保険料の前納・一括払のお取扱いはできません。また、保険料の払込方法等の変更が制限されることがあります。
 - 割引が適用される期間中に特約を中途付加されても、中途付加された特約の保険料に対して、割引は適用されません。
 - 保険料の払込方法が口座振替扱・月払の場合、ご契約初年度の最終月の保険料が口座の残高不足により振替できなかったときは、その翌月(ご契約2年目の最初の月)の振替日には、ご契約初年度の最終月の保険料のみを再度ご請求し、ご契約2年目の最初の月の保険料の請求は行いません。このため、ご契約2年目の最初の月の保険料のご請求は、払込猶予期間中(ご契約2年目の2か月目の月内)の振替日の1回のみとなります。
(払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効し、保障がなくなります。)
- (*)払込猶予期間については、「5. 第2回以後の保険料は、払込期月内に当社へお払い込みください。」をご参照ください。

「あんしん らくらく手続き」にあたって

以下の内容を被保険者とともにご確認・同意のうえ手続きをすすめてください。

「あんしん らくらく手続き」とは

- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社との契約手続きをタブレット型端末やパソコンの画面上で行っていただくペーパーレス・印鑑レスの手続きです。^(※1)
- 口座振替手続きやクレジットカードのご登録も、ペーパーレス・印鑑レスでお手続きすることが可能です。^(※2)
- 端末内にお客様情報は保存せず、データの伝送についても、データを暗号化するなどの対策を講じていますので安心してお手続きください。
(※1)手続き内容によっては、一部書面での手続きとなる場合があります。(※2)一部の金融機関・クレジットカードを除きます。

手続きにあたってご確認いただきたいこと

- 端末操作は、原則、お客様ご自身が行ってください。
- 健康状態に関する質問への回答(告知)は、被保険者ご自身が行ってください。
- ご署名は、ご契約者・被保険者ご自身がそれぞれ行ってください。
- 健康状態に関する質問への回答(告知)にて告知いただいた内容はすべて当社に登録し、この手続きによる申込みを含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続きにより成立する契約または過去に締結された契約の管理・履行等(保険金・給付金の支払判断等を含みます)に利用いたします。
- 通信障害などにより、手続きが遅延または不能となった場合は、再度お手続きいただくことがあります。
- 手続き完了後、申込内容および告知内容の控を送付させていただきますので、申込内容や告知内容に誤りがないか、ご確認ください。
なお、申込みに至らなかった場合には控は送付されません。(告知内容の控が必要な場合には、代理店/取扱者にご相談ください。)
- 保険証券をはじめ保険料控除証明書など契約成立後に送付する各種通知書は、すべて本契約手続きで登録いただくご契約者の住所に送付いたします。
- 当社がお返しすべき保険料が生じた際に、ご契約者から「支払指図書」をいただけない場合には、この保険契約の保険料振替口座に保険料を返還させていただきます。
- 当社の代理店/取扱者(生命保険募集人)は、保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約の締結権、告知の受領権および保険料の受領権その他の代理権は有しません。(ただし、第1回保険料充当金の受領権および当社が個別に委託した第2回以降保険料の受領権を除きます。)

個人情報取扱に関するご案内

以下の内容を被保険者とともにご確認・同意のうえ手続きをすすめてください。

当社および東京海上グループ各社^(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

- ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

<補足>

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

口座振替申込に関する確認事項

保険料振替口座を「ネットで手続き」にてご登録されるお客様へ

以下の内容をご確認・了承のうえ手続きをすすめてください。

※書面(口座振替依頼書)でお手続きされる場合は、「あんしん生命の生命保険料口座振替のしおり」をご確認ください。

口座振替のご案内

- 保険料の振替日は、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)です。保険料は振替日の前日までにご指定の口座にご準備ください。
- 同一指定口座から2件以上のご契約の保険料を振替える場合、振替えの順序はご指定いただくことができません。また、原則として、複数のご契約の保険料をまとめて振替えさせていただきます。
- 保険料は、株式会社アプラスを経由して振替えさせていただきます。預金通帳の摘要欄には「AP(アンシンセイメイ)」、「AP」等と印字されることがありますので、あらかじめご了承ください。

ご指定口座について

- 振替口座はご契約者本人の口座をご指定ください。
- ご契約者本人名義以外の口座をご指定の場合は、以下の確認事項をご確認の上、ご契約者から見て配偶者・一親等以内の親族(親・子)または二親等以内の尊属(祖父母)の範囲でご指定ください。

【確認事項】

- 1.ご契約者本人名義以外の口座をご指定の場合、口座名義人様には保険契約上の契約者としての権利は一切ありません。
- 2.ご契約者本人名義以外の口座をご指定の場合、生命保険料の支払いや保険金等の受取りの際に贈与税の申告を必要とすることがあります。
- 3.生命保険に関わる諸通知や案内については、すべてご契約者あてに発信されます。
- 4.あんしん生命より生命保険料の返金が発生した場合、ご指定の保険料振替口座にお支払いすることがあります。

第2回目以降の保険料が振替えられなかった場合

- 翌月の振替日に、保険料を振替えさせていただきます。(お支払方法が月払の場合は、翌月分と合わせて2か月分を振替えさせていただきます。)
- 再度ご請求の結果、2か月続けて振替えができなかった場合は、「口座への生命保険料ご準備のお願い(再請求のお知らせ)」に添付の払込取扱票にて、お払込猶予期間内に保険料をお払込みください。お払込猶予期間を過ぎますと、ご契約の効力を失うことがありますので、ご注意ください。
- 保険料が振替えられなかった場合の取扱いについて、別途約款等に定められている場合、その内容によるものとします。
- 保険料のお払込みがない場合、「保険料の自動振替貸付」を適用し、有効にご継続させていただきご契約もあります。この場合、お立替える保険料は普通保険料率の保険料となり、通常の口座振替保険料より高くなる場合がありますので、ご注意ください。

その他のご注意

- 保険契約の解約等により保険料のお払込みが不要となった場合でも、既に当社から金融機関に保険料を請求しているときは、一旦口座から振り替え、後日返金いたしますので、ご了承ください。
- 口座振替によって振替えさせていただいた保険料については、領収証は発行いたしませんのでご了承ください。
- 「ネットで手続き」にて保険料振替口座をご登録いただける金融機関を、あらかじめご確認ください。なお、金融機関によっては、暗証番号およびインターネットバンキング専用パスワード等が必要となります。

ご契約のしおり・約款(CD-ROM版)の見方



STEP 1

【保険種類】の **終身保険** にマウスの矢印をあわせませす。



STEP 2

「**長生き支援終身 [無配当]**」をお選びいただき、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~18:00
(年末年始を除きます。)

< 取扱者 / 代理店 >

< 事務代行会社 >



東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>